

大項目	中項目	現状・課題	No.	
1. 安全・安心な生活環境の整備	1-(2) 移動しやすい環境の整備等	○公共交通機関のバリアフリー →まち・もの分科会へ ・駅でも資金面の問題からか、エスカレーターが上下揃っているところは、非常に少なく、エレベーターも隅にしかない。	1	
	1-(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○障害特性に応じた社会参画の推進 ・(当事者)老人ホームでボランティアを行ったがやれることが少なかった	2	
3. 防災、防犯等の推進	3-(1) 防災対策の推進	3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○障害特性に応じた社会参画の推進 ・防災・防犯の場にも出て行ける機会を作って、地域で支援してもらえると、より地域参加の場も増えるのではないかと	3	
		○自然災害に対応したまちづくり →まち・もの分科会 ・まちづくりというところでは、絶対に「自然災害」への対応を入れてもらいたい	4	
		○避難所における障害者配慮 → まち・もの分科会へ ・阪神大震災の時、仲間が被災し、避難した場所が非常に悪い状況だった。自然災害時に対応すべき課題について、県施策の中に障害者への対応や配慮が必要	5	
	3-(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	2(2) 意思決定支援の推進 →ひと分科会より、情報分科会を中心に議論 ○成年後見制度の活用、相談・連携の充実 ・被害に遭わないために後見人制度等の充実ということも必要	6	
		2(2) 意思決定支援の推進 →まち・もの分科会より、情報分科会を中心に議論 ○意思決定支援の充実と相談員のスキルアップ等 ・携帯電話での支払い(お財布携帯機能)や携帯電話のセット割り名目で不要なサービスを付加されているといったケースがよくある。国連は日本の成年後見制度はダメだと言っており、それを代替する意思決定支援の仕組みを作る必要がある ・高齢になりつつある単身障害者の財産管理、生活継続支援の役割ができる存在が必要	7	
	4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	4-(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	2(1) 障害者差別解消、障害者虐待防止 ○虐待発覚時の一時預かり体制の充実 ・虐待を通報しても一時預かりという辺りが、非常に困難な状況になっており、暮らす場、居場所として一時的に居ることが出来る場所が不十分という課題がある	8
			2(1) 障害者差別解消、障害者虐待防止 ○虐待防止に向けた留意事項 ←まち・もの分科会より ・相模原の事件を受けて施設の防犯が議論されている一方で、部屋に施錠をすることは虐待に当たるとなっている。計画を策定する際には、その矛盾が表出しないよう留意しなければならない ・親なき後の知的障害者への虐待の根絶に力を入れて下さるよう防止対策をお願いしたい ・重度の障害者を受け入れている施設も多くあるが、昔から引き続いた形で施錠等が続けられていないか、行政による監視が必要	9
2(2) 意思決定支援の推進 →情報分科会を中心に議論 ○成年後見制度の活用、相談・連携の充実 ・成年後見制度は、その事態に直面しないと動けない、専門性が必要、申立人が四親等までもしくは市町長申し立てというところに行くまでの中で、相談できる場所が必要ではないか。市町の相談窓口と上手く連携してほしい			10	
4-(2) 障害を理由とする差別の解消の推進		2(1) 障害者差別解消、障害者虐待防止 ○差別解消相談窓口・相談員の充実 ・本人にとっては、窓口があることは分かるが、どういう時にどの窓口に行ったらよいかということが難しい。困っていることをどこに相談していいかわからないことについて、検討する必要がある ・差別解消窓口当事者相談員を配置し、相談窓口にアクセスしやすいような取組を進めてほしい ・どの相談員にあたってても障害者の権利が守られるよう、研修やケース検討が頻繁に行われるようにしてほしい	11	
		2(1) 障害者差別解消、障害者虐待防止 ○民間事業者等の意識改革 ・合理的配慮に係る民間事業者への補助制度を既に実施している市町は、差別解消に係る条例を施行している明石市をはじめ、加古川市、2019年10月から西宮。兵庫県として少額であれ負担することで各市町の同取り組みを促進し、県下に格差なく同取り組みが広がり、民間事業者の合理的配慮に係る意識改善や取り組み促進が大いに期待される ・地域に暮らす、朗らかに育っている重度の障害のある子ども達が、差別を受けることなく仕事に就けるよう、意識改革が必要 ・民間の意識改革をしてほしい	12	
		2(1) 障害者差別解消、障害者虐待防止 ○差別解消に係る制度整備 ・県内では、明石市、宝塚市、三田市で条例が制定され、そして西宮市でも条例制定に向けた検討が行われている。兵庫県として差別解消に係る条例を制定してほしい ・今だに、障害への差別を強く感じる。障害者を見ると胸騒ぎ(イラつき、不快感、悲壮感など)から障害者を傷つけてしまう方々がいる。人としての権利を守るため、差別する側に対しての罰則を強化してほしい ・障害のある方への無理解とか偏見がまだ結構残っているな、と実感することがあることから、障害者への差別解消により一層取り組むべき ・障害者差別は、いまだにあります。法律があるのに差別をされているのはどうかな。虐待もなくならない。知的障害者は特に虐待される。 ・障害児(者)への偏見やいじめとかを無くしてほしい	13	

大項目	中項目	現状・課題	No.
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	5-(1) 意思決定支援の推進	2(2) 意思決定支援の推進 →まち・もの分科会より、情報分科会を中心に議論 ○意思決定支援の充実と相談員のスキルアップ等 ・今各市町は、こぞってその成年後見の計画を作って、どんどん後見人を養成しようというの見えるが、意思決定支援について触れずに進めると、結局障害者の代理人をどんどん作るだけになってしまう。成年後見手続きの前の段階としての意思決定支援こそが大事であり、万策が尽きたときに、成年後見というスタンスが市町にはっきり伝わるような形とかで書いておかないといけない ・寄り添う、丁寧、経験、それができる意思決定支援に携わることができる相談員のスキルアップ等、研修体制をきちんとしていかなければいけない ・障害児支援においても一人の人として尊重し、特にエンパワメントに重点を置いた施策が必要	14
		2(2) 意思決定支援の推進 →情報分科会を中心に議論 ○意思決定の元となる「経験」の支援 ・意思決定するには経験が大切。意思決定支援の現場の話や「対話が大切。対話とは言葉だけのやり取りではなく、知的障害者の人に経験をしてもらい、その反応を観察する。コンビニに行ったら、飲み物をその場でいきなり飲むのか、レジに持って行くのか、戸惑って何もできないのか、まず経験をしてもらい、また観察をする。それが対話です。」と言っていた。意思決定、意見表明するために、とても大切なことは、経験。粘り強く支援していくことがポイント ・施設に入所している知的障害者に対して、地域移行の意向をどのように聞き取っているのか。社会での様々な楽しみや、同時に苦勞する事、そんな地域生活の経験をゆっくり積み重ね、ゆっくり決めていく機会がなければ、特に知的障害者には地域移行したいかどうかを決められない。そして、そんな経験の上で、自分の希望を言っても良いのだ、グループホームや1人暮らしもできる、もっと自由に生きられるんだと伝え、当事者の気持ちを受け止められる支援者が寄り添って聞き取る必要がある。知的障害者が様々な経験ができるためにも、施設入所者に対する移動支援事業の実施が必要 ・知的障害者が「情報を理解し、整理し、自分の意見を表明できる」ためには見守り的な支援が必要であるにもかかわらず、十分な個別支援が受けられない。知的障害者が「理解・整理・表明」できるための支援の在り方、その支援者の確保の必要性および確保の方策が必要	15
	5-(2) 相談支援体制の構築	○相談窓口へのアクセスの向上 →まち・もの分科会へ ・本人にとっては、窓口があることは分かるが、どういう時にどの窓口に行ったらよいかということが難しい。困っていることをどこに相談していいかわからないことについて、検討する必要がある	16
6. 保健・医療の推進	6-(1) 精神保健・医療の適切な提供等	○心のケアの充実 →まち・もの分科会へ ・視覚障害者の方々は、中途失明の方が非常に増えている。眼からの情報がなくなり、今までの仕事が出来なくなった中で、鬱状態になっていることが社会的な問題になっている。如何に就労や地域に繋げるかということが課題	17
7. 行政等における配慮の充実	7-(1) 司法手続等における配慮等	2(3) 行政機関等における配慮 ○触法の障害者の入口支援 ←まち・もの分科会より ・触法障害者に関しては、矯正施設への入口の部分と出口の部分という分け方をした際には、入口のところが必要な課題があると感じている。つまり、障害の有無について、最初の入口の部分で確認されるとそれなりのサポートがあるが、発達障害や軽い知的障害の方は、そのまま「はいはい。」と言って、罪を認めたり、パニックを起こしたりというようなことがある	18
		2(3) 行政機関等における配慮 ○収監中の社会復帰促進プログラムの充実 ・少し支えがあれば罪を犯さずに済む人、累犯にならなくてもいい人は大勢いるので、「暮らし」と「働く」という場の確保は、一体的であり国も県も真剣に考えて取り組んでほしい	19
7. 行政等における配慮の充実	7-(1) 司法手続等における配慮等	2(3) 行政機関等における配慮 ○触法障害者の出所後の地域生活支援 ←まち・もの分科会より ・刑務所などは、遠いところに入れられることもあり、出口の支援(出所後の支援)をその障害者が住んでいた地域の相談支援や施設がなかなかできないことがある、と聞いたことがある。それらのことは、刑務所など矯正施設に入った際に、障害の存在を把握した場合には、出口支援のことを含めた配慮がそれらの施設には必要 ・仮出所もしくは満期終了などで刑務所から出所する際に、片道切符を渡して更生施設に送り出す、その方が更生施設に行くか行かないかも確認しないところもあるので、もう少し丁寧に、移行先まで繋がったことを確認するまでの体制を行政間で構築できないか。入口のところの支援も必要だが、出口での配慮も行政間でもう少ししっかりできればよい ・出所支援については、法務省管轄の部分が多いが、本人が望む生活の形やそれに対する支援など、行政側と支援機関が連携していける場があれば、市町や相談支援機関などが連携して受け止めていくことになるのではないかと ・刑務所から様々な形で出所し、地域での暮らし方や支援の仕方も様々なものとなっているが、具体的に、地域の中のどういう機関とどういう連携をして、継続的にどのような活動していくのかということが、非常に曖昧な状況 ・ハローワークには、定期的に矯正施設に行き出所後のことなどの相談を受けるシステムがある。ところが、個人情報の壁が非常に高く、ハローワークから地域の支援機関に声をかけてもらって、一緒に動いていくことは難しい。個人情報という面では、犯罪歴や障害特性などのその方の詳細な情報が分からない。情報共有という面では、個人情報の壁を越えて何か共有できるような仕組みが必要 ・触法障害者については、最近では相談支援事業所や障害福祉施設においても、触法障害者の方と触れ合わないことがないような状況になってきていることから、それらの方に対する支援者のための研修はより必要 ・刑務所の今の特徴や課題として、高齢化と障害のある方の多数化が挙げられるが、これらは国の解決すべき問題となるが大きな課題	20

大項目	中項目	現状・課題	No.
	7-(2) 選挙等における配慮等	2(3) 行政機関等における配慮 ○選挙等における配慮 ←まち・もの分科会、情報分科会より ・投票所のバリアフリー化とあるが、代理投票を依頼した際に立会人から仕切りも何も無いところで「投票したい人に指をさしてほしい」と言われたり、立会人が良かれと思って候補者の名前を読み上げたりする現状がある。ただ単に車いすで投票に行ければバリアフリーができていては無く、行政職員の意識も変えていかなければならない。 ・移動が困難な障害者に対して在宅投票ができる制度を考えてもらいたい ・不在投票、在宅投票については、この辺りは、国の制度かもしれないが、いずれこの問題は避けて通れないと思っている。	21
7. 行政等における配慮の充実	7-(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	2(3) 行政機関等における配慮 ○行政職員の障害特性等の理解推進 ←情報分科会より ・様々な障害の特性があるので、行政職員には、できるだけいろいろな講座を受講して、障害の特性を理解してもらった上で、対応してほしい。公的機関等職員を対象とした障害特性への理解を促進するための講座実施を希望する ・県として特に、役所や警察等の行政・医療・福祉等関係者への指導を徹底してほしい ・市町において担当者の福祉マインドが欠如(例:制度やサービスに関する知識不足・たらい回し等)。県として研修を推進してほしい ・相談する人はいない。医者・薬剤師・行政の人も差別することにわかってきた。本来、相談者である人が差別する。だからみんな犯罪をおこすのがわかる。 ・相談できる場所である福祉課等の対応は重要。福祉課の職員等はヘルパー資格等を持っていることが好ましい。 ・障害者とその家族の立場が理解できる職員の育成(市の予算を優先するがあまり、当事者が暮らしづらくなった、2人介助の加算の仕方、重度訪問介護の考え方)	22
		2(3) 行政機関等における配慮 ○地域格差の是正 ・障害者施策の推進にあたり、市町格差が大きい(例:手話言語条例、GH開設に係る助成金等) ・仕方がない事ではあるが、市によってサービス支給量の格差があり、当事者の生活水準が異なっている。せめて近隣の市でのサービスのあり方、考え方を整えるような指導をお願いしたい。	23
		2(3) 行政機関等における配慮 ○迅速な審査が可能となる障害福祉審議会不服審査部会の機能強化等 ・兵庫県障害福祉審議会の中に市町介護給付等に係る審査請求等を審議する機関として「不服審査部会」が設けられている。兵庫県内の各市町における支給決定が障害者の希望が実現されず不服審査請求せざるをえない状況にあり、審査会が果たす役割は重要。しかし請求人の訴えの利益が損なわれかねないような審議に非常に時間を要している現状がある。迅速な審査が可能となる不服審査部会の機能の強化、および客観性をもって判断できる仕組みが必要	24
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	8-(1) 総合的な就労支援	1(1)(2) 就労機会の拡大 ○地域格差の是正 ・就労継続支援A型・就労定着支援・ジョブコーチ・その他就労に関わる相談 等 ・淡路島の障害者の未就労を解消する方策の一つとして淡路島に「職業訓練校」を建設し、その「訓練生」が就職する「企業誘致」をお願いしたい	25
		1(1) 一般就労の促進 ○雇用促進制度の推進 ・助成金を活用していない企業や障害者雇用ゼロ企業がたくさんあるのは、制度が分かりにくく、啓発活動が不足しているのではないかと ・企業に対する就労支援機能の強化や合理的配慮の推進 ・通勤に係る支援の構築	26
		1(1) 一般就労の促進 ○雇用前実習等の促進 ・雇用前実習を経て面接に進む仕組みがあるのとないのとでは違う。面接だけではなく、実際に仕事をしているところを確認できる期間を作してほしい ・合理的配慮を行うため「困りどころを知って配慮するための実習」ということも伝えた上で実施し、上手く適職マッチングできる取り組みを送り出し側と受け手側が意識していかなければならない ・なかなか面接が通らず仕事をする経験が少ないので、高校生からできるアルバイト体験制度を導入してほしい	27
		1(1) 一般就労の促進 ○適正な労働評価の実施と待遇向上 ・明らかに本人が障害を公表しているにもかかわらず、評価されないというのは、差別に繋がるので、しっかりとキャリアアップしていけるような視点を雇う側も送り出す側も勉強していかなければならない ・障害者雇用は、仕事面の配慮がありがたい反面、大半の企業が最低賃金での就労となり、金銭面からどうしても自立が難しく、金銭的な面でこの先大きな病気でもしたらと将来のことで日々悩む ・障害者でも、(障害度合いに応じて)就労すれば賃金をしっかりともらえる仕組みを充実してほしい ・生活保護受給が就労する場合よりも収入が多くなるケースがある ・身体事情による休みが多いというだけで、昇格させない、昇級も半減などは問題	28
		1(1) 一般就労の促進 ○好事例の蓄積と啓発 ・障害の特性を活かした雇用をしている会社が色々出てきており、障害者も活躍できるということをきっちり宣伝していけば、もっと雇用も上手いく ・障害者雇用研究会などに行くと、好事例が神戸や尼崎の企業だったりするので、兵庫県にはいい企業があるという印象を持っている。もっと周知し、受け入れのノウハウを企業側にも蓄積できればいい	29

大項目	中項目	現状・課題	No.
		1(1) 一般就労の促進 ○職場における差別の解消推進 ・障害を持ってから2回ほど働いたが、ここでも差別があり働けない	30
		1(1) 一般就労の促進 ○社会適応訓練の活用促進 ・全国では、ほとんどなくなっている社会適応訓練も兵庫県にはある。その良さを前面に出して、精神障害の方がどんどん雇用の場に出ている今だからこそ、その前段階で上手く使ってほしいと	31
		1(1) 一般就労の促進 ○就労に係る心構え等の教育・研修の推進 ・雇用分野での合理的配慮の目的は、教育分野の皆で一緒ということとは違い、成果を出して会社に貢献していくことであり、大きく目的が違う。それをよく理解せず就業してしまう。合理的配慮が分野や場所により変わることが踏まえ対応しないとトラブルにつながる。その辺りの教育や研修が必要 ・障害者雇用されている側には、差別禁止、合理的配慮だから何でも配慮してもらえという勘違いをしている人もいますので、送り出す機関は正しく理解してもらえよう支援しなければならない	32
	8-(1) 総合的な就労支援	1(1) 一般就労の促進 ○就労系の障害福祉サービスの質の向上 ・訓練校も含め、移行支援事業所や就労系の障害福祉サービスなどの送り出す機関が、質の向上を図ることが必要 ・支援者自体がしっかり送り出す力を付けることができる研修の場を作ってほしい	33
		1(1) 一般就労の促進 ○適職をマッチさせる取組の推進 ・職業準備性の整っていない障害者も社会進出している。支援機関を含めた送り出す側が、職業準備性を確認し、適職をマッチさせる取組が必要	34
		1(2) 福祉的就労の促進 ○適正な制度運用の確保 ・人材不足だから、国のお金で雇用できるA型事業所を作ることがないようなチェックが必要	35
		1(2) 福祉的就労の促進 ○官公需の優先発注等の仕事の確保 ・官公需の優先発注の推進、 ・作業開拓の推進(兵庫セルフセンターによる支援のさらなる充実)	36
		1(1) 一般就労の促進 ○適正な障害者雇用の促進 ・特例子会社であれば、重度障害者を採用してほしいが、そうではない現状に着目してほしい。一方、中小零細企業は雇用ゼロ企業が多く、雇用率達成の割合も特に低い。雇用率、最低賃金、除外率の問題などで廃業を考える会社もあるため、生き残っていくための具体的な支援策が必要。ただし、仕事がない中で雇うことだけはやめなければならない ・東京都や神奈川県教育委員会では、障害のある人達が出来る仕事を徹底的に切り出し、たくさん雇用し働き続けられるという非常に良い取組をしている。兵庫県でも同様の取組を期待する ・雇用率を中心として雇用することにより、本人に不利益になっていることがないだろうか、考えてほしい	37
		1(2) 福祉的就労の促進 ○受入施設の充実・啓発 ・重度障害者(1種1級の人など)が働ける環境をもっと整えてほしい。また、受入側の配慮等に関する啓発にも力を入れてほしい ・就労継続支援施設などを紹介する仕組づくりの充実が求められる	38
8. 雇用・就業、経済的自立の支援		1(1) 一般就労の促進 ○テレワークの推進と社会参画の調和・支援の充実 ・障害者の在宅就労の数が、この20年で増えていないのは、障害者の働きをしっかりと見てくれないため。今後も制度として続けるのであれば、一般の在宅勤務と同等の対価が得られるよう交渉をしていくべき ・発達障害の方の場合は、対面でのコミュニケーションは難しいが、文字なら出来る方が多い。人がたくさんいると混乱するが、ネット上で1対1の関わりができるのであれば、ひきこもりや短時間勤務の方でも、仕事出来る機会が増えると思っている。ITを使った新しい動きが出てくるのでは ・四肢麻痺等、一人で外出が難しい場合に、在宅での就労機会が広がり、在宅ワークが出来る方が増えているということは、大変喜ばしいことであるが、一方で、「在宅ワークは出来るが、皆と一緒に同じ会社で働きたい。」という意見があった。「ただ、移動することやトイレに行くことが難しい。そういう部分を支援していただきながら、皆と同じ場所で働く機会を提供してもらえたら非常にありがたい。」という意見があった	39

大項目	中項目	現状・課題	No.
	8-(3) 障害者雇用の促進	1(1) 一般就労の促進 ○障害特性に応じた働き方の推進 ・視覚に障害のある人でも、ICT機器を利用することで事務等の仕事が可能であることを理解していただき、事業者への働きかけや指導をしてほしい ・作業能力などの調査を行い、病気、障害、症状別に適正な作業や稼働システムなど、県や国単位で分類して、各能力によって振り分けられる労働環境にしてほしい ・聞こえない・聞こえにくい人に対して、コミュニケーションが取りやすいようにUDトークなどの支援機器や筆談器を設置など配慮が必要。併せて従業員への啓発も。 ・職の種類に限られる。専門職の技術を生かして、障害枠を増やしてほしい ・自宅でもできる仕事等をあっせんしてもらえるのであれば、外出の難しい方、寝たきりの方にも雇用の場ができないだろうか ・問題は作業所にも行けない患者をどうしたらよいかということ。(宍粟市では約50%が在宅) ・アルコール依存症を正直に打ち明けた場合、不採用になったという相談をよく受ける。まだまだ社会におけるアルコール依存症の理解度が浅いと感じる。 ・人数調整だけの雇用をするのではなく、雇用後の業務量を個々の状況に合わせて、調整が必要 ・障害の特性に応じた雇用ができるようにするには、そのトレーニングをする人、或いは監督する人の養成も必要 ・年休・夏休のみで、調整するしかないのは困難で、通院休暇を一般の休みとは別に設けてほしい ・透析・不妊・癌のように通算しない病休に難病を追加してほしい。癌同様に通院が多く必要な疾病者は通院休みに苦労している ・フルタイムは無理で調子の良い日とそうでない日があります。元気なときだけ行くことができるような仕事があればいい ・障害の壁が邪魔をして、良い人材が埋もれてしまっている。もっと特性を生かし、働きやすい環境を ・企業も、最初から本人も障害を分かっている、説明してくれていれば、その特性を生かした仕事の与え方ができると思う	40
		1(1) 一般就労の促進 ○情報格差への配慮 ・ハローワークは今年の1月から「検索」が「パソコン式」になって困っている。街の張り紙求人でも採用してほしい	41
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	8-(3) 障害者雇用の促進	1(1) 一般就労の促進 ○盲ろう者の就労に係る適切な支援、訓練の充実 ・当事者、関係者含めて「盲ろう者の就労は難しい」との意識がある。適切な支援、訓練を受けて能力を上げるなど、盲ろう者の就労についての取組の充実が必要	42
		1(1) 一般就労の促進 ○就労支援における医療・就労関係者の連携 ・医療関係者と就労関係者が就労までのステップやルートを知り、就労支援という言葉で共通言語化できるような取組みが必要。ジョブコーチ養成研修等に医療関係者も容易に受講できるような取組みをしてもらいたい	43
	8-(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	1(1) 一般就労の促進 ○相談支援体制の充実 ・本人の特性を理解してもらう事と、どのような仕事とか適性とか訓練士の方との相談機関が将来にわたり、あれば良い	44
		1(3) 農福連携 ○指導者の育成等、農福連携の促進 ・農福連携推進の為にアグリ・リーダーの養成が必要 ・特別支援学校における農業の指導の教員の養成 ・第一次産業の担い手となる農業教育の推進	45
	8-(5) 福祉的就労の底上げ	1(2) 福祉的就労の促進 ○設備の高度化等、施設の充実 ・就労移行を推進するため、就労継続支援B型施設の生産設備の近代化(設備貸与など)をして一般企業の作業環境に近づけることが必要 ・福祉的就労については、国の方針として、多様な働き方の推進や就労継続支援B型事業所の工賃向上という非常に大きな目標がある。利用者の利用の幅は非常に広いが、それだけではなく、施設のカラーも大切に評価できるようなシステムであってほしい	46
		1(2) 福祉的就労の促進 ○福祉的就労に係る制度の充実 ←まち・もの分科会より ・(就労継続支援B型)給付システムですが、工賃が高ければ高いほど、給付が高くなるという制度になっていることが問題。重度の方とか週1回しか通えない方にとっては、作業工賃を生み出すことを目指すという観点から、利用を難しくしている。また、B型の運営側もそれらの方々が来ると給付が少なくなり、運営費が圧迫されるので、敬遠する傾向となっており、全国でも問題となっている ・生活介護なのに送迎がなく、親は70、80になっても送迎している ・仕事内容の充実、選択の幅を広げる、工賃アップ希望	47
		1(3) 農福連携 ○安定的な運営が可能な制度づくり ・農業は雇用という部分では、非常に不安定。安定的な収入を得るには、大きな先行投資が必要だが、福祉施設が取り入れることは困難。一部は労働し、農業をしながら一部は福祉を利用するという両方を上手く兼ねて使えるような制度づくりをすれば、多様な働き方ができるのではないかと	48

大項目	中項目	現状・課題	No.
9. 教育の振興	9-(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	3(2) スポーツに親しめる取組の推進 ○生涯を通じた障害者スポーツの推進 ・障害者スポーツの場合、特別支援学校は対象となっているが、特別支援学級には、今もなかなか手が届かない状況にある。学校を卒業すると障害児・者のスポーツ参加環境が途絶えてしまうため、どう仕掛けていくかということが、継続したスポーツ支援ではないかと考える ・スポーツの指導者の養成 ・特別支援学校の先生や教育の場でのスポーツ指導の連携 ・特別支援学級でのスポーツの振興	49
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	10-(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○健康増進の推進 ・高齢障害者が増え、重度の方が目立ち始めると体力増強というより健康維持という視点、スポーツより医療福祉という違った視点が必要かもしれない ・在宅の健康維持をどうしていくのかも課題 ・元気な高齢者であれば、バス送迎がある地域にたくさん出来ているリハビリ体操を行う施設などに通うことが出来る。そこへ高齢者も障害者も、(体を動かす機会が少ない)在宅勤務者も週に2回位通うことが出来、皆一緒に体を動かすということと一緒に括りで出来ないのか ・健康という部分に焦点を当て、誰でもどこでも在宅でベッドに寝ていても、運動することを意識できる取り組みが必要。それを情報として発信できる何かがあればよい ・生活訓練の基本である歩行訓練を、各市町の地域生活支援事業の中に取り入れていただきほしい。このことによって、ひきこもりなどが減ってくるのではないかと思う	50
		3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○総合的な文化活動の推進 ・スポーツ文化芸術では、スポーツだけに焦点を当てる、芸術だけに焦点を当てるというのではなく、スポーツ、文化、芸術の中でコラボする活動や文化を通して、それを支える障害のある人もいるということを知る形にしていくことが重要 ・スポーツの中にどうやって、芸術文化をコラボさせるか。10年前から障害者スポーツ絵画展を開催しており、今年は150点以上の応募があった。兵庫県にはこれを一つのレガシーとして残してほしい ・文化もスポーツも雇用も一体として考えてほしい。障害のある方で特別支援学校を卒業した後は、なかなか場がない。社会参加について、働くことや文化に関わること、スポーツをすることなど、私達に出来ることが、障害のある方も同じように出来る仕組づくりが必要 ・障害がある方達の生きがいというのは、スポーツだけではなく、有意義な過ごし方が色々と変わってきているので、数値として拾い出しにくい、スポーツだけではなく隠れたものを関係化していくことは大事 ・何らかのイベントに参加することで、グループでの外出とかで、自身を身につける(実感する)事ができるようになるのでは	51
10. 文化芸術活動・	10-(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○アート活動の推進 ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障害のある方は、技術教育を受けていないからこそ評価されているとあり、それは教育の放棄、障害のある方が学びたいという気持ちに対して非常にマイナス。もう少し、頂点を目指す形ではなく、障害のある方が取り組みたい、学びたいということを実現できていくような芸術活動のデザインも必要 ・障害のある方のアート活動に関して、兵庫県はかなり先進県と言われていたが、25年経った今、圧倒的な後進県になっている。まず、兵庫県は割とできていくという認識を改めるべき ・発表の場の確保やバリアフリー化、機会の提供等についても決して十分にできていない。もう少し課題をしっかりと見極めていくことが必要 ・作品と作者の発掘・育成のため、各地で行われている芸術・作品展などへ学芸員(有識者)が出向くなどアウトリーチ型の取組を行ってはどうか ・障害者の創作意欲を掻き立てる方法として優れた作品に触れることが考えられる。各地での巡回展示(施設への貸し出し)などの機会を増やすのはどうか	52
		3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○「移動」より踏み込んだ、「楽しむ」ためのバリアフリーの推進 ←まち・もの分科会より ・美術館や博物館で車椅子が置いてあるが、展示物が高すぎて車いすからは見えないなど、実際に調査すると楽しみにくい箇所があったりするので、単に移動できるだけではなくもう一歩踏み込んだバリアフリーが進むといい	53
		3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○多様な文化活動への参加機会の提供 ・文化・芸術活動やスポーツへの参加の機会の提供 ・社会教育や余暇活動の資源の確保と参加機会の保障 ・社会参加の為にガイドヘルパーの利用について市町村での支給決定の格差の是正(入所施設においても移動支援を使える市町村とそうでない市町村がある) ・事業所が早く終わるので、その後余暇活動があったりして時間をつぶせるようにしてほしい ・障害をもった方の趣味も様々なので障害者向けの習い事もスポーツ以外でもっと色々なジャンルがあるといい。例えば、ピアノ、ギター、コーラス、ダンスなど芸術面での習い事などを障害者向けに教えていただける場所を多く作ってほしい ・(身体障害者が)友人関係のおもてなし等で、食器洗い等の日常家事を介助者に依頼した場合に当事者以外の介助を断られたことがある。障害があっても色々な役割をしたい	54
		3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○文化活動のできる施設の充実 ・障害者や高齢者が気軽に出掛けて参加できる距離には、体育館・グラウンド・文化会館等の施設が少ない。間近で楽しめる施設を増設し、当該施設の改修・改修費用の補助をお願いしたい ・駅前、辻川に交流センターが開設されるようですが、障害者がスポーツ・芸術を楽しめる、ふれあいセンターを希望する	55

大項目	中項目	現状・課題	No.
スポーツ等の振興	10-(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	3(2) スポーツに親しめる取組の推進 ○市場の拡大、啓発・広報活動の推進 ・IT産業が、障害者の健康やスポーツがビジネスにならないか、障害者スポーツが発展していくにはマーケットの有無が大きく左右する。障害者スポーツの場合は、絶対数が少ない ・精神疾患を持つ方のスポーツ参加は少し増えつつある。ところが、まだ偏見があるためにスポーツへの参加を隠している。精神の方の大会の場合、メディアを入れないでもらいたいという当事者の声があるような中では、現実的にはスポーツへの参加を推進しにくい現状があるのではないかと ・オリンピック、パラリンピックのこのタイミングで、タイムカプセル的なことをすれば、変化を見ていることができる。少し具体的な夢を追いながらスポーツ推進に関わっていきたい ・スポーツの歴史、過去の遺産を残していく、メダル展示ができるようなところがほしい ・出前講座などを通じた啓発活動 ・すそ野拡大のための広報手段 ・スポーツを普及するイベントを単独で開催するのは難しいため、他のイベントの時間枠をもらい、連携して相乗効果を狙う。ゼロから作っていく、普及していくことは難しい ・障がい者に対するスポーツ教室等の案内及び連絡先がどのようにされているのか分からない	56
		3(2) スポーツに親しめる取組の推進 ○障害特性に応じた参加機会の充実 ・個人でどんなスポーツをしたいかという希望を受けられるか、市町や県との連携を図っていく必要がある ・スポーツを障害のある方に適用させていく(バレーボールのネットを低くする等) ・視覚障害をもつ高齢者の障害者スポーツは何かないか ・競技スポーツから身近なスポーツへの転換を図っていく必要がある ・障害者のそれぞれの障害に応じた、日常無理の無い程度の室内やグラウンドのスポーツを楽しみながら残存機能の維持、増進を図り、又競技者同士の親睦を深める事によって、ストレスも少なくなり、身体に良いと思うので、スポーツ振興を推進してほしい	57
		3(2) スポーツに親しめる取組の推進 ○障害者スポーツ施設の充実 ・実際に障害者が使いやすいユニバーサルなスポーツ施設のガイドラインは示されていない。少しの整備、改築で可ということをガイドラインに明記した形で、公共または民間のスポーツ施設が作られれば、社会環境が大きく変わっていくのではないかと。大きな予算ではなく、ちょっとした知的財産を投入することにより、ハード整備は、より発展するのではないかと ・土日にスポーツの拠点にアクセスすることの不便さを感じている(開館日やバリアフリー化しているバス等の問題)	58
		3(2) スポーツに親しめる取組の推進 ○スポーツ指導員等の資質の向上 ← ひと分科会より ・(当事者)ルールを理解できずにやめざるを得ないケースがある	59
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	10-(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	3(2) スポーツに親しめる取組の推進 ○競技者の負担の軽減 ・一部、サッカーやバスケットボール、テニスなどいくつかの民間または公的団体が、障害者スポーツを支援するよう動いているが、障害者が登録費などを払うため展開しにくい ・車いすを使用する選手団が移動の際、低床バスやリフト付きバスの確保に苦労している。(費用面を含む) ・お金のかかるスポーツは、一定の受益者負担もやむを得ない。例えば、子供の車いすマラソンなどしたくても、個人では、車いすが成長で直ぐ合わなくなったり、団体で持っているレンタル用車いすも直ぐ破損し、修繕する費用がない	60
		3(2) スポーツに親しめる取組の推進 ○インクルーシブと競技性の調和 ・障害児だけを集めてスポーツをすることは、インクルーシブではないという批判もあるが、スポーツは達成感を味わってこそという部分がある。健常児とのインクルーシブ、ダイバーシティの中で、どう実践していくか ・障害者に勝ちたくないから、障害者とスポーツをしたくないという方もいる。共生社会とは何か、在り方が問われている ・スポーツを通じて、自己満足度を高め、達成感を感じられるように、モチベーションにつなげていく	61
その他		○社会参画の大きな概念 → 計画策定全般 ・芸術というのは余暇の部分と思われがちだが、決してそのようなことはない。経営者がアートの発想を取り入れたり、サイエンスとテクノロジーとアートの三つが組み合わさった考えや、理系の研究者がイノベティブな研究をしようと思うとアートの発想を入れなければいけないということが言われていたりという方向に社会は進んでいる。それは、縮小社会において効率や発展だけを考えてきたことの限界が露呈していく中で、アートの発想を取り入れていかなければということになってきたと思っている。 ・例えば、アーティストが障害のある方と対等に接し、一緒に活動することで障害のある方の作り方に学ぶということがよくあり、そういう関係性の作り方というのは、社会参加であり、これから重要で考えていかないといけないと思っている。また、例えば、障害のある方が企業で働いているとして、企業の人達が、彼らの働き方に学びたいというところまで社会が進んでいく、それが本当の働き方改革であり、1日8時間働かなくても、5時間働いて2時間寝てもいい。そういう発想を、社会が持っていけるような方向に繋がっていくようなことが、大きな意味で参加だと思っている	62
		○教育がひとを育てる → ひと分科会へ ・「教育が人を育てる」ということは全ての基になっている。就労でも虐待でもスポーツ、文化、芸術にしても、全てが教育、小さい時からの教育に始まっているというところを視点としては逃さない形で課題の整理を	63